

区制 50 周年記念ロゴマーク使用上の注意点等

使用にあたっては、以下の点にご留意ください。

- (1) ロゴマークの色、デザイン及び縦横比を変更して使用することはできません。
- (2) タッピーは喋ることができませんので、吹き出しをつけて喋っているような表現はできません。
- (3) 自己や第三者へ損害を与えた場合は、使用者側で解決するものとし、東区はその責を負わないものとします。
- (4) 本ロゴマークに関する一切の権利及び権限は東区役所に属し、使用者が自己の商標及び意匠として登録することはできません。

以下に該当する場合はご使用いただけません。

- (1) 東区や東区制 50 周年記念事業の信用又は品位を害するとき
- (2) 特定の政治、思想及び宗教活動に使用するとき
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は暴力団の構成員の方